

令和2年11月1日

税理士 松丸会計事務所

*経営者、資産家のための税務・会計・経営・金融ミニ情報！

TEL 04-7141-5039

令和2年度の年末調整の変更点

令和2年分の年末調整は給与所得控除や基礎控除などの改正があり、前年度までから変更されている部分があります。(下記1~3はインフォメーションNo. 504もご参照ください)

1. 【給与所得控除の改正】

- ① 給与所得控除額が、一律10万円引き下げられます。
- ② 給与所得控除額の上限額が220万円→195万円に引き下げられ、その上限額が適用される給与等の収入金額が1,000万円超→850万円超に引き下げられます。

2. 【基礎控除の改正】

- ① 基礎控除額が、10万円引き上げられます。
- ② 合計所得金額が2,400万円を超える場合には、基礎控除額が段階的に引き下げられ、2,500万円を超える場合には基礎控除の適用を受けることはできなくなります。

3. 【所得金額調整控除の新設】

①子ども・特別障害者等を有する者等の所得金額調整控除

その年の給与等の収入金額が850万円を超える給与所得者で、一定の条件を満たす場合には、{(給与等の収入金額-850万円)×10%}に相当する金額を、給与所得の金額から控除することとなります。(上限額15万円)

(夫婦共に上記の要件を満たす場合は、双方がこの控除の適用を受けることができます。)

②給与所得と年金所得の双方を有する者に対する所得金額調整控除

給与所得の他に公的年金等に係る雑所得の金額がある者で、その合計額が10万円を超える場合には、**確定申告**において{給与所得の金額(上限額10万円)+公的年金等に係る雑所得の金額(上限額10万円)-10万円}に相当する金額を、給与所得から控除します。

(上記①の調整控除の適用がある場合は①適用後の金額から控除します。)

4. 【「給与所得者の基礎控除申告」及び「所得金額調整控除申告書」の新設】

上記の改正に伴い、前年度まで「給与所得者の配偶者控除等申告書」とされていた様式に「給与所得者の基礎控除申告書」、「所得金額調整控除申告書」が付け加えられました。

(注)「給与所得者の基礎控除申告書」等の記載上の注意点

- ①2以上の給与の支払者から給与の支払いを受ける場合、「収入金額」欄及び「所得金額」欄は2以上の給与の総額により記載します。
- ②所得金額調整控除(公的年金等がある場合の所得金額調整控除を含む)の適用がある場合には、「所得金額」欄は所得金額調整控除額を控除後の金額を記載します。

5. 【ひとり親控除及び寡婦(寡夫)控除に関する改正】

(1)ひとり親控除(新設)

婚姻をしていない又は配偶者の生死が明らかでない一定の人で、次の全ての要件を満たす人は「ひとり親」として、35万円の「ひとり親控除」の適用を受けることができます。

- イ その人と生計を一にする子を有すること。
- ロ 合計所得金額が500万円以下であること。
- ハ その人と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる人がいないこと。

(2)寡婦控除の見直し(寡夫控除及び寡婦控除の特例は廃止されました。)

「ひとり親」に該当しない場合でも、上記(1)ロ・ハの要件を満たす寡婦で、以下のいずれかに該当する人は、27万円の「寡婦控除」の適用を受けることができます。

- ①夫と離婚した後婚姻しておらず、扶養親族がいる人
- ②夫と死別した後婚姻していない人又は生死が明らかでない一定の人